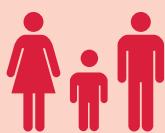




TPR



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面もしくはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。株主総会へのご来場については、開催日時点での状況やご自身の健康状態を踏まえ慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。ご来場頂いた際は会場の状況により、入場制限を行うことがあります。

なお、ご来場されない株主様のためインターネットによるライブ配信（視聴のみ）を実施いたします。詳細は同封の「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご参照ください。

また、例年どおり株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第89回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第89回定時株主総会招集ご通知 | 4 |
| 株主総会参考書類 | 7 |
| (提供書面) | |
| 事業報告 | 18 |
| 連結計算書類 | 46 |
| 計算書類 | 49 |
| 監査報告 | 52 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6463/>



企業理念

わたくしたちは、
動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、
優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、
クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

経営姿勢

期待を創り、期待に応え、
お客様の厚い信頼を獲得します。
技術を広げ、技術を深め、
世界をリードする商品を提供します。
ひとをつくり、ひとに学び、
社員とともに生きがいのある
職場を実現します。

行動指針

わたしたちは、とことんやり抜きます。
とことん挑戦します。
とことん探求します。
とことん創造します。
とことん話し合います。

TPR

株主の皆様へ

平素は格別のご高配とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第89期が終了いたしましたので、ここに「第89回定時株主総会招集のご通知」をお届けします。

この1年を振り返れば、自動車生産は半導体等の世界的な供給制約やコロナの感染再拡大により減産となり、原材料・物流費等の高騰の影響も受けて厳しい事業環境が続きました。また、地政学リスクの顕在化など緊迫した世界情勢により、先行き不透明感が高まる展開となりました。

このような状況のなか、当社は原価低減活動や合理化の推進といった経営努力を強力かつ継続的に遂行してまいりました。また、自動車業界の「100年に一度の大変革期」を新たな事業機会と捉え、2020年4月にスタートした23中期経営計画で掲げた経営方針を着実に遂行しております。

引続き、安全・環境・防災への配慮を徹底し、モノづくりの力、お客さまとの幅広いネットワークといった強みを活かして、カーボンニュートラル等環境改善に貢献するパワトレ商品やコア技術を応用した新分野の開拓および新規事業の創出を加速させて、お客さまや社会のニーズにしっかり応えてまいります。

また、働き方改革を推進し、健康と安全が確保された働きがいのある職場づくりに努め、全社一丸となって持続的成長の実現に注力して企業理念に掲げる「クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現」に貢献してまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月8日



代表取締役会長兼CEO
末廣 博

配当金について

2022年5月25日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1株当たり29円

2 効力発生日（支払開始日）

2022年6月9日

当社は、定款の規定により、2022年5月25日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき29円とし、効力発生日（支払開始日）を2022年6月9日とすることを決議いたしました。

中間配当金として1株につき29円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき58円となります。

なお、過年度まで期末配当金の効力発生日（支払開始日）は定時株主総会開催日の翌営業日としておりましたが、本年より、早期化することといたしました。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」）を今回同封しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

これに伴い、従来「定時株主総会決議ご通知」は、定時株主総会終了後に、「期末配当金領収証」とともに郵送しておりましたが、紙資源削減の観点から、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載のみとさせていただきますので何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行 証券代行部

【株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル】

TEL : ☎0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日9時～17時 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

株主各位

証券コード 6463
2022年6月8日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

T P R 株式会社

代表取締役会長兼CEO **末廣 博**

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面もしくはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|--------------------------|--|
| 1 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室 (末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 |
| 4 議決権行使についてのご案内 | 5頁～6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 |
| 5 インターネット開示に関する事項 | 下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。 ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tpr.co.jp>)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|---|
| (新 設) | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| (新 設) | <p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者 番号 | 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 | | | |
|-----------|---------|-----------------|---|----|----|----|
| 1 | 末 廣 博 | 代表取締役 会長兼CEO | (株)ファルテック取締役 | 再任 | | |
| 2 | 矢 野 和 美 | 代表取締役 社長兼COO | (株)ファルテック取締役 | 再任 | | |
| 3 | 岸 雅 伸 | 代表取締役 取締役会議長 | (株)ファルテック取締役会長 | 再任 | | |
| 4 | 唐 澤 武 彦 | 取締役 専務執行役員 | 海外事業部門担当 | 再任 | | |
| 5 | 伊 井 明 彦 | 取締役 専務執行役員 | 営業部門担当 | 再任 | | |
| 6 | 本 家 正 隆 | 取締役 | — | 再任 | 社外 | 独立 |
| 7 | 加 藤 敏 久 | 取締役 | — | 再任 | 社外 | 独立 |
| 8 | 大 澤 加奈子 | 取締役 | 弁護士 リンテック(株)社外取締役（監査等委員） 大塚ホールディングス(株)社外監査役 | 再任 | 社外 | 独立 |

候補者番号 1



所有する当社の株式数
2,600株

在任年数
4年

取締役会出席状況
17/17回

す え ひ ろ
末廣ひろし
博 (1958年9月11日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|---------|-------------------------|---------|---------------------------------|
| 1981年4月 | (株)富士銀行入行 | 2015年4月 | 同行専務執行役員米州地域ユニット長 |
| 2003年5月 | (株)みずほ銀行水戸支店長 | 2017年4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員米州地域本部長 |
| 2004年9月 | (株)みずほコーポレート銀行欧州営業第一部長 | 2017年4月 | (株)みずほ銀行副頭取執行役員米州地域本部長 |
| 2006年4月 | 同行欧州業務管理部長 | 2018年5月 | 当社副社長執行役員 |
| 2008年4月 | 同行執行役員営業第七部長 | 2018年6月 | 取締役副社長執行役員 |
| 2011年4月 | 同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員 | 2019年6月 | (株)ファルテック取締役会長 |
| 2014年4月 | (株)みずほ銀行常務執行役員米州地域ユニット長 | 2019年6月 | 当社代表取締役会長兼CEO (現任) |
| | | 2021年4月 | (株)ファルテック取締役 (現任) |

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

末廣博氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社副社長執行役員を経て代表取締役会長兼CEOを務め、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 2



所有する当社の株式数
7,900株

在任年数
5年

取締役会出席状況
17/17回

や の
矢野か ん み
和美 (1957年2月8日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|---------|------------------|----------|---------------------------|
| 1982年8月 | 当社入社 | 2013年12月 | 執行役員長野工場長 |
| 2006年6月 | 長野工場生産技術部長 | 2017年6月 | 取締役常務執行役員兼TPR工業(株)代表取締役社長 |
| 2009年6月 | 技術開発部長 | 2019年6月 | 取締役専務執行役員 |
| 2011年6月 | 長野工場生産技術部長 | 2021年4月 | 代表取締役社長兼COO (現任) |
| 2012年6月 | 執行役員長野工場長兼生産企画室長 | 2021年6月 | (株)ファルテック取締役 (現任) |

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

矢野和美氏は、当社生産部門の要職を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有しており、昨年4月より代表取締役社長兼COOを務めていることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3



所有する当社の株式数

34,600株

在任年数

11年

取締役会出席状況

17/17回

きし まさ のぶ
岸 雅伸 (1953年3月1日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|-------------------|---------|---------------------|
| 1976年4月 | 当社入社 | 2012年6月 | 取締役常務執行役員焼結技術部長 |
| 2000年6月 | 品質技術部長 | 2014年6月 | 取締役専務執行役員 |
| 2001年10月 | 生産技術部長 | 2016年6月 | 取締役専務執行役員経営企画室長 |
| 2004年10月 | 技術開発部長 | 2017年6月 | 代表取締役社長兼COO |
| 2006年6月 | 技術企画室長 | 2018年6月 | (株)ファルテック取締役 |
| 2007年6月 | 執行役員技術企画室長 | 2021年4月 | 当社代表取締役 |
| 2009年8月 | 執行役員技術企画室長兼製品開発部長 | 2021年4月 | (株)ファルテック取締役会長 (現任) |
| 2011年6月 | 取締役常務執行役員技術企画室長 | 2021年6月 | 当社代表取締役取締役会議長 (現任) |

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役会長

取締役候補者とした理由

岸雅伸氏は、当社技術部門の要職を長く歴任した後代表取締役社長兼COOを務め、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 4



所有する当社の株式数

4,000株

在任年数

5年

取締役会出席状況

17/17回

から さわ たけ ひこ
唐澤 武彦 (1959年4月15日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|---------|-----------------------------------|---------|---------------------------------|
| 1983年4月 | (株)富士銀行入行 | 2012年7月 | 海外事業部付主幹帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司出向(総経理) |
| 2007年7月 | みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 天津支店長 | 2014年6月 | 執行役員海外事業第二部長 |
| 2010年7月 | 当社出向(総務部付主幹) | 2017年6月 | 取締役執行役員 |
| 2011年9月 | 当社海外事業部付主幹帝伯環新国際貿易(上海)有限公司出向(総経理) | 2018年6月 | 取締役常務執行役員 |
| | | 2021年4月 | 取締役専務執行役員(現任)海外事業部門担当 |

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

唐澤武彦氏は、他社を含めて海外事業部門の要職を歴任しており、金融・財務・海外経営管理を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **5**

所有する当社の株式数

4,900株

在任年数

3年

取締役会出席状況

17/17回

い い あき ひ こ
伊井 明彦 (1960年9月11日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|------------------------|----------------|--------------------------------|
| 1990年11月 | 当社入社 | 2018年4月 | 執行役員（日系営業担当） |
| 2009年6月 | 名古屋営業所長 | 2019年6月 | 取締役常務執行役員 |
| 2014年6月 | 営業企画部長 | 2021年4月 | 取締役専務執行役員（現任） 営業部門担当 |
| 2015年6月 | 執行役員日系営業担当 | | |
| 2017年9月 | 執行役員（日系営業担当） 営業企画部長 | | |

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

伊井明彦氏は、当社営業部門の要職を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **6**

所有する当社の株式数

1,600株

在任年数

6年

取締役会出席状況

17/17回

ほん け まさ た か
本家 正隆 (1945年6月9日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------|----------------|-----------------------|
| 1968年4月 | 日本銀行入行 | 1998年8月 | 同社代表取締役社長 |
| 1990年5月 | 同行松山支店長 | 2001年4月 | セントラル短資(株)代表取締役 社長 |
| 1992年4月 | 同行大阪支店副支店長 | 2007年6月 | 同社代表取締役会長 |
| 1994年10月 | 同行審査局次長 | 2013年6月 | 金融広報中央委員会会長 |
| 1996年5月 | 同行発券局長 | 2016年6月 | 当社取締役（現任） |
| 1997年8月 | 山根短資(株)専務取締役 | | |

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

本家正隆氏は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号 7



所有する当社の株式数
1,200株

在任年数
3年

取締役会出席状況
17/17回

かとう とし ひさ
加藤 敏久 (1953年11月25日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|---|
| 1978年 4月 | 味の素(株)入社 | 2010年10月 | 同社執行役員バイオ・ファイン事業本部素材・用途開発研究所長 |
| 1996年 7月 | 同社中央研究所専任部長 | | |
| 1998年 7月 | 同社本社研究開発部専任部長 | | |
| 2000年 7月 | 同社東海工場第一製造部長 | 2011年 7月 | 同社常務執行役員研究統括補佐 オープンイノベーション担当 兼知的財産部担当 |
| 2005年 4月 | 同社ファイン・医薬工業化センター長 | | |
| 2006年 7月 | 同社東海事業所長 | 2013年 7月 | 同社常務執行役員イノベーション研究所長 |
| 2007年 7月 | 同社執行役員東海事業所長 | | |
| 2009年 7月 | 同社執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長 | 2017年 7月 | 同社アドバイザー |
| | | 2019年 6月 | 当社取締役 (現任) |

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

加藤敏久氏は、事業会社で長く要職を歴任された経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号 8



所有する当社の株式数
100株

在任年数
1年

取締役会出席状況
14/14回

おおさわ かなこ
大澤 加奈子 (1970年12月22日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|-----------|----------------------------|----------|-----------------------------|
| 1998年 3月 | 最高裁判所司法研修所修了 (50期) | 2021年 6月 | 当社取締役 (現任) |
| 1998年 4月 | 弁護士登録 | 2022年 3月 | 大塚ホールディングス(株) 社外監査役 (現任) |
| 1998年 4月 | 梶谷総合法律事務所入所 (現任) | | |
| 2005年 10月 | 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 | | |
| 2015年 6月 | リンテック(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) | | |

重要な兼職の状況

弁護士
リンテック(株)社外取締役 (監査等委員)
大塚ホールディングス(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大澤加奈子氏は弁護士として幅広く活躍され、培われた専門的な知識・経験等から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。また同氏が選任された際は、指名報酬委員として当社取締役等の指名、報酬について客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏は、社外取締役候補者です。本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、諸氏を選任いただいた場合は契約を継続する予定です。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

当社の監査役は定款で上限を5名と定めておりますが、助川豊氏及び蟷川欽也氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号 1

すけがわ
助川

ゆたか
豊

(1959年12月4日生)

再任 社外 独立



略歴、当社における地位

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 1983年4月 | 安田生命保険相互会社入社 | 2015年4月 | 明治安田システム・テクノロジー(株)取締役ITソリューション事業部門ICT開発本部本部長 |
| 2009年4月 | 明治安田生命保険相互会社情報システム部システムリスク管理担当 担当部長 | 2018年4月 | 明治安田システム・テクノロジー(株)ITソリューション事業部門参事 |
| 2014年4月 | 同社関連事業部付明治安田システム・テクノロジー(株)出向 (ITソリューション事業部門ICT開発本部本部長) | 2018年6月 | 当社常勤監査役(現任) |

重要な兼職の状況

—

社外監査役候補者とした理由

助川豊氏は他社の情報システム部門を長期にわたり歴任され、ITに関する豊富な経験と知見を有していることから、業務の監査を行うに適任であると判断し、引き続き監査役候補者となりました。

所有する当社の株式数
800株

在任年数
4年

取締役会出席状況
17/17回

監査役会出席状況
17/17回

候補者番号 2



た な か
田 中

し ん や
信 哉

(1958年12月30日生)

新任 社外 独立



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位

| | | | |
|----------|---------------------|----------|--------------------------------------|
| 1983年 4月 | 安田信託銀行(株)入社 | 2013年 4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員投資銀行ユニット副担当役員 |
| 2006年 6月 | みずほ信託銀行(株)不動産投資顧問部長 | 2016年 4月 | みずほ不動産販売(株)代表取締役副社長 |
| 2009年 4月 | 同社執行役員不動産企画部長 | 2017年 3月 | 同社代表取締役社長 |
| 2011年 4月 | 同社常務執行役員 | 2022年 4月 | 同社顧問 (現任) |
| 2012年 4月 | 同社常務執行役員不動産ユニット長 | | |

重要な兼職の状況

—

社外監査役候補者とした理由

田中信哉氏は、他社役員を長期にわたり歴任され豊富な経営経験と金融に関する豊富な知識と知見を有していることから、業務の監査を行うに適任であると判断し、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者です。
3. 候補者助川豊氏、田中信哉氏は、社外監査役候補者です。助川豊氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。また、田中信哉氏が選任された場合、同氏を独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、田中信哉氏が選任された場合は損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。(助川豊氏は常勤監査役就任予定の為対象外)
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の29頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考

第2号・3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

| 氏名 | 地位 | 特に専門性を発揮できる分野 | | | | | | 指名報酬委員会 | |
|-----------------------|-----------------|---------------|-----------|----------|----|-------|----------|---------|----------|
| | | 企業経営 | 財務・ファイナンス | 製造・技術・IT | 営業 | グローバル | 法務・リスク管理 | | |
| すえひろ 末廣 博 | 代表取締役 会長兼CEO | ● | ● | | | ● | ● | ● | 再任 |
| やの 矢野 和美 | 代表取締役 社長兼COO | ● | | ● | ● | | | | 再任 |
| きし 岸 まさのぶ 雅伸 | 代表取締役 取締役会議長 | ● | | ● | ● | | | | 再任 |
| からさわ 唐澤 たけひこ 武彦 | 取締役 専務執行役員 | ● | ● | | | ● | | | 再任 |
| い 伊井 あきひこ 明彦 | 取締役 専務執行役員 | | | ● | ● | ● | | | 再任 |
| ほんけ 本家 まさたか 正隆 | 取締役 | ● | ● | | | | ● | ● | 再任 社外 独立 |
| かとう 加藤 としひさ 敏久 | 取締役 | | | ● | | ● | ● | ● | 再任 社外 独立 |
| おおさわ 大澤 かなこ 加奈子 | 取締役 | | ● | | | ● | ● | ● | 再任 社外 独立 |
| かとう 加藤 ひろし 浩 | 常勤監査役 | | ● | | | ● | ● | | |
| すげがわ 助川 ゆたか 豊 | 常勤監査役 | | ● | ● | | | ● | | 再任 社外 独立 |
| あるが 有賀 よしかず 義和 | 常勤監査役 | | | | ● | ● | ● | | |
| よねかわ 米川 たかし 孝 | 監査役 | | ● | | ● | | ● | | 社外 独立 |
| たなか 田中 しんや 信哉 | 監査役 | ● | ● | | | | ● | | 新任 社外 独立 |

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経営環境は、年度当初は景気が緩やかに回復する展開が見られましたが、夏場以降は半導体等の世界的な供給制約や新型コロナウイルス（以下、コロナ）の感染再拡大に加えて原材料価格の上昇もあり、景気回復のテンポは鈍化しました。年度末にかけてはロシア・ウクライナ情勢が世界経済に対する不透明感を高める展開となりました。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましても、販売台数は年前半には好調に推移したものの年後半には頭打ちとなりました。

③ 企業集団の状況

こうした厳しい経営環境のもと、当社の当連結会計年度の売上高は前年同期比7.6%増加しました。損益につきましては、売上高増加に伴う操業度の回復に加えて、原価低減活動をはじめとした経営努力を強力かつ継続的に遂行したことが奏功し、営業利益、経常利益ともに前年同期比増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、以上に加えて、生産体制再構築に伴う不動産売却益の計上により、前年同期比大きく増加しました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次の表のとおりであります。

| | 第88期 (2021年3月期) | 第89期 (2022年3月期) | 前連結会計年度比 | |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------|--------|
| | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 152,002 | 163,537 | 11,535 | 7.6%増 |
| 営業利益 | 9,896 | 10,701 | 805 | 8.1%増 |
| 経常利益 | 14,138 | 14,633 | 495 | 3.5%増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,466 | 8,087 | 2,621 | 47.9%増 |

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

< T P Rグループ (除くファルテックグループ) >

日本
売上高
46,063 百万円
(前連結会計年度比12.3%増)
セグメント利益
1,895 百万円
(前連結会計年度比28.2%増)

日本は、緊急事態宣言の断続的な発出や世界的な半導体不足といった厳しい環境下、顧客ニーズへの的確な対応ならびに原価低減や経営の効率化を遂行し、前年同期比増収増益となりました。売上高は460億63百万円で、前年同期比50億44百万円の増収となり、セグメント利益は18億95百万円で、前年同期比13億99百万円の増益となりました。



アジア
売上高
36,589 百万円
(前連結会計年度比24.3%増)
セグメント利益
6,985 百万円
(前連結会計年度比6.4%増)

アジア市場では、年前半はコロナによるロックダウンや半導体不足の影響から厳しい状況となりましたが、年後半には回復する地域も見られました。中国は、コロナや半導体不足の影響が他国比少なく、年後半は伸び悩んだものの、総じて堅調に推移しました。売上高は365億89百万円で、前年同期比71億42百万円の増収となり、セグメント利益は69億85百万円で、前年同期比4億18百万円の増益となりました。



北米
売上高
10,228 百万円
(前連結会計年度比0.5%増)
セグメント利益
52 百万円
(前連結会計年度比65.3%減)

北米地域は、経済回復とともに自動車購入意欲が高まり、年前半は堅調に推移しましたが、半導体不足による供給制約や原材料費、労務費等のコスト上昇により、年後半は売上高、利益ともに反落する展開となりました。売上高は102億28百万円で、前年同期比52百万円の増収となる一方、セグメント利益は52百万円で、前年同期比98百万円の減益となりました。



その他地域
売上高
1,729 百万円
(前連結会計年度比5.2%増)
セグメント利益
259 百万円
(前連結会計年度比4.8%増)

その他地域は、需要回復による販売台数増加はあったものの、コロナ感染再拡大による経済制約や半導体不足による供給制約により年を通して伸び悩む展開が続きました。売上高は17億29百万円で、前年同期比84百万円の増収となり、セグメント利益は2億59百万円で、前年同期比11百万円の増益となりました。



<ファルテックグループ>

ファルテック
グループ
売上高

68,925 百万円

(前連結会計年度比1.1%減)

セグメント利益

1,454 百万円

(前連結会計年度比33.6%減)

半導体不足の長期化によるお客様の急激な生産調整に伴うロスや原材料市況及びエネルギー費高騰等の影響により、前年同期比減収減益となりました。売上高は689億25百万円で、前年同期比7億90百万円の減収となり、セグメント利益は14億54百万円で、前年同期比7億34百万円の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

設備投資は、新型コロナウイルス、半導体不足等の不確定要素による操業度への影響を勘案しつつ、グローバルでの商品提供の最適化、最高品質の追求、革新的な生産合理化などの競争力強化に資する投資を戦略的に行いました。また、基幹システム更新、職場環境改善、カーボンニュートラル取組みへの投資に加え、新事業においては、既存技術応用、新技術開発、新規事業創出に向けた投資を積極的行いました。

以上により当期においては、117億85百万円の連結設備投資を実施しました。

設備投資費 (単位:百万円)



(3) 資金調達の状況

当社の資金調達は自己資金と借入金によって問題なく実施しております。なお、当社は、予期せぬ資金調達リスクに備えるため、主要取引金融機関と総額95億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、本契約による借入れは実行していません。

(4) 対処すべき課題

2022年度の世界経済は、プラス成長が見込まれておりますが、新型コロナウイルスの感染再拡大の懸念、半導体不足、エネルギー・原材料価格の高騰などに加え、ウクライナ情勢等地政学リスクや各国の金融引き締めによる景気後退リスクもあり、先行き不透明な状況が続くと思われまます。

また、カーボンニュートラルの急速な進展に伴い、当社グループが主として関連する自動車業界においては、EV車の増加やCASE/MaaSと呼ばれる「100年に一度の大変革」が加速しております。

このような環境変化に対応して、当社グループは、カーボンニュートラルなど社会課題への取組みを一層強化するとともに、既存事業の圧倒的な競争力実現と新規事業の積極展開を加速推進する方針です。

具体的には、23中期経営計画（以下、「23中計」）の骨子である以下の「4本の柱」の実現に積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

① パワートレイン商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現

これまで培った技術力・開発力・生産力を活かして、環境適合車をはじめとしたお客様の課題解決に貢献する商品を開発し、良いものをより安く、グローバルに提供してまいります。

② 新事業の積極展開加速による新たな成長領域の拡大

ナノ素材の開発・事業化、ゴム・樹脂等多角化事業の拡大、M&Aとシナジーあるベンチャー事業等に積極的な投資を行い、成長領域の拡大を加速します。また、既存事業の技術・設備の活用による新商品、新サービスへの取組みも強化いたします。

③ グループ経営への本格シフト(安全・環境・経営管理)及び、カーボンニュートラルやサステナビリティの推進

④ 上記を支えるグローバル人材の確保・育成と働き甲斐のある職場づくり

会社経営の在り方として『SDGsへの貢献』を掲げ、23中計のスローガンである「Inclusive/受容性のある、Ecological/環境にやさしい、Game-changing/画期的で、Sustainable/持続可能な」成長を目指して、安全・環境に配慮したグループ経営の徹底と働き甲斐のある職場づくりに取り組み、当社の企業理念である「クリーンでクオリティの高い地球社会の実現」に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

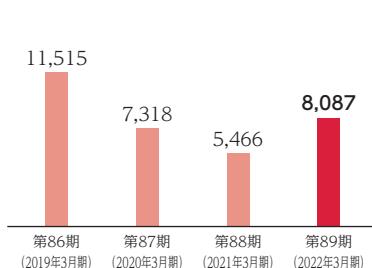
売上高 (単位：百万円)



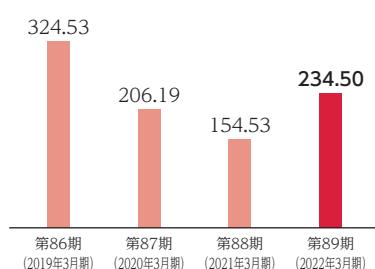
経常利益 (単位：百万円)



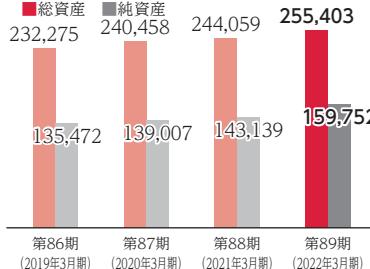
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



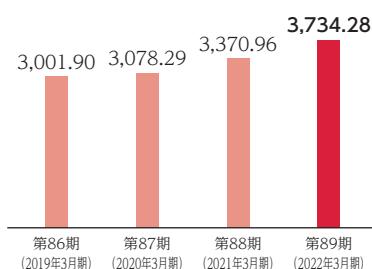
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



| | 第36期 (2019年3月期) | 第37期 (2020年3月期) | 第38期 (2021年3月期) | 第39期 (当連結会計年度) (2022年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 192,619 | 178,530 | 152,002 | 163,537 |
| 経常利益 (百万円) | 21,765 | 16,400 | 14,138 | 14,633 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 11,515 | 7,318 | 5,466 | 8,087 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 324.53 | 206.19 | 154.53 | 234.50 |
| 総資産 (百万円) | 232,275 | 240,458 | 244,059 | 255,403 |
| 純資産 (百万円) | 135,472 | 139,007 | 143,139 | 159,752 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 3,001.90 | 3,078.29 | 3,370.96 | 3,734.28 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|--------------|----------|--|
| T P R工業(株) | 205百万円 | 100.0% | シリンダライナの製造 |
| T P R商事(株) | 90百万円 | 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ、遠赤外線機器等の販売 |
| T P Rトータルサービス(株) | 65百万円 | 100.0% | 建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業 |
| T P Rプリメック(株) | 10百万円 | 100.0% | ピストンリングの製造 |
| T P R熱学(株) | 90百万円 | 100.0% | 遠赤外線機器等の製造 |
| T P Rアルテック(株) | 100百万円 | 100.0% | アルミ製品の製造 |
| T P R E K特殊金属(株) | 75百万円 | 100.0% | 電極用銅合金の製造及び販売 |
| T P Rサンライト(株) | 60百万円 | 100.0% | 工業用ゴム製品等の製造及び販売 |
| T P Rエンブラ(株) | 100百万円 | 100.0% | 工業用樹脂製品の製造及び販売 |
| T P Rノブカワ(株) | 50百万円 | 100.0% | 工業用ゴム製品の製造及び販売 |
| T P Rノブカワ商事(株) | 50百万円 | ※ 100.0% | 工業用ゴム製品販売 |
| T P Rアメリカ社 | 300千米ドル | 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売 |
| フェデラル・モーグル テーピライナーズ社 | 43百万米ドル | ※ 54.0% | シリンダライナの製造及び販売 |
| ユナイテッド ピストンリング社 | 21百万米ドル | ※ 93.2% | ピストンリングの製造 |
| T P R フェデラル・モーグル テネシー社 | 20百万米ドル | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売 |
| T P Rブラジル社 | 79百万リアル | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売 |
| T P Rヨーロッパ社 | 250千ユーロ | 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売 |
| フェデラル・モーグル テーピライナ ヨーロッパ社 | 9百万リラ | 50.0% | シリンダライナの製造及び販売 |
| T P Rアシアンセールス(タイランド)社 | 8百万バーツ | 49.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売 |
| P T. T P R セールス インドネシア | 39,423百万ルピア | ※ 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売 |
| P T. T P Rインドネシア | 491,346百万ルピア | ※ 100.0% | ピストンリングの製造 |
| T P Rベトナム社 | 26百万米ドル | 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド、工業用ゴム製品、工業用樹脂製品等の製造及び販売 |
| T P RオートパーツM F G. インドシア社 | 1,320百万ルピー | ※ 100.0% | シリンダライナの製造及び販売 |

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|----------|----------|--------------------------|
| 安慶帝伯粉末冶金有限公司 | 94百万元 | 50.1% | 焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売 |
| 安慶帝伯格茨缸套有限公司 | 205百万元 | 41.7% | シリンダライナの製造及び販売 |
| 南京帝伯熱学有限公司 | 5百万元 | 60.0% | 温度調節弁等の製造及び販売 |
| 帝伯三徠拓橡塑製品(上海)有限公司 | 12百万元 | ※ 100.0% | 工業用ゴム製品等の製造及び販売 |
| 帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司 | 12百万元 | 100.0% | ピストンリング、シリンダライナ等の販売 |
| 安慶安帝技益精機有限公司 | 24百万元 | 60.0% | 機械の設計、施工及び販売 |
| (株)ファルテック | 2,291百万円 | 55.5% | 自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売 |
| (株)アルティア | 350百万円 | ※ 100.0% | 自動車検査・整備機器等の製造及び販売 |
| (株)北九州ファルテック | 450百万円 | ※ 96.7% | 自動車外装部品の製造及び販売 |
| ファルテック アメリカ社 | 1百万米ドル | ※ 100.0% | 自動車外装部品・自動車純正用品の製造及び販売 |
| ファルテック ヨーロッパ社 | 59百万ポンド | ※ 100.0% | 自動車外装部品の製造及び販売 |
| 佛山発爾特克汽車零部件有限公司 | 163百万元 | ※ 100.0% | 自動車外装部品の製造及び販売 |
| ファルテック SRG グローバル(タイランド)社 | 662百万バーツ | ※ 80.0% | 自動車外装部品の製造及び販売 |
| 湖北発爾特克汽車零部件有限公司 | 110百万元 | ※ 51.0% | 自動車外装部品の製造及び販売 |

(注1) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(注2) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(注3) TPRサンライト(株)は、2021年9月30日に自己株式を取得し、当社の完全子会社となりました。

(注4) TPRノブカワ(株)は、2022年1月27日にTPRノブカワ商事(株)の株式を追加取得し、完全子会社といたしました。

③ 重要な関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------|------------|---------|---------------------------------|
| 安慶帝伯格茨活塞環有限公司 | 347百万元 | 35.7% | ピストンリングの製造及び販売 |
| フェデラル・モーグル テーピヨーロッパ社 | 33百万ユーロ | ※ 33.3% | ピストンリングの製造及び販売 |
| Y & Tパワーテック社 | 9,000百万ウォン | 40.0% | シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売 |
| フェデラル・モーグル TPR(インディア)社 | 100百万ルピー | 40.0% | ピストンリングの製造及び販売 |
| 柳伯安麗活塞環有限公司 | 89百万元 | 35.0% | ピストンリングの製造及び販売 |
| 輝門環新(安慶)粉末冶金有限公司 | 100百万元 | 20.0% | 焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売 |

(注) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車純正用品、自動車関連機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用樹脂製品、工業用ゴム製品等の製造販売の事業活動を展開しております。

| | 事業区分 | 主要製品 | |
|-------------|---------------------------|---|---|
| TPR グループ | TPRグループ (除くファルテックグループ) | 日本 | ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用樹脂製品、工業用ゴム製品等 |
| | | アジア | ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、工業用ゴム製品、工業用樹脂製品等 |
| | | 北米 | ピストンリング、シリンダライナ等 |
| | | その他地域 | ピストンリング、シリンダライナ等 |
| | ファルテックグループ | 自動車外装部品：ラジエターグリル、ミリ波レーダーカバー、ウィンドウモール等 自動車純正用品：リモコンエンジンスタター、ルーフレール等 自動車関連機器：自動車検査・整備用機器等 | |

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

| | |
|-----|-------------------|
| 本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 |
| 営業所 | 東京、浜松、名古屋、大阪、広島 |
| 工場 | 長野県 岡谷市、岐阜県 可児市 |

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前年度末比増減 |
|-----------------|--------------|
| 6,672 (1,065) 名 | 214名減 (17名増) |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 775 (169) 名 | 9名減 (10名減) | 43.2歳 | 20.0年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 6,697 |
| 株式会社横浜銀行 | 4,205 |
| 農林中央金庫 | 4,175 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,112 |
| 株式会社福岡銀行 | 2,665 |

(11) その他企業集団の現状に関する重要な記載事項

当社は東京証券取引所市場第一部に上場しておりましたが、2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は東京証券取引所プライム市場となっております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,100,099株
(自己株式 1,355,366株を含む)
(3) 株主数 15,587名
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (千株) | 出資比率 (%) |
|---|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口 | 3,526 | 10.15% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 2,395 | 6.89% |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 2,293 | 6.59% |
| 株式会社日本カストディ銀行 信託口 | 1,907 | 5.49% |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,518 | 4.37% |
| ヒューリック株式会社 | 1,231 | 3.54% |
| 東京建物株式会社 | 933 | 2.68% |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 900 | 2.59% |
| T P R取引先持株会 | 878 | 2.52% |
| みずほ信託銀行株式会社 | 766 | 2.20% |

(注) 出資比率は自己株式 (1,355,366株) を控除して計算しております。(小数点第3位以下切捨て)

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当会社社員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）
- ・取締役、その他の会社社員の保有する新株予約権の区分別合計

| | 回次 (行使価額) | 行使期間 | 新株予約権の数(個) | 目的である株式の数(株) | 保有者数(人) |
|-------------------|------------------|--------------------------|------------|--------------|---------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 第14回 (3,362円) | 2017年7月1日 ～2025年3月31日 | 120 | 12,000 | 4 |
| | 第15回 (2,806円) | 2018年7月1日 ～2026年3月31日 | 120 | 12,000 | 4 |

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）

| | 回次 (行使価額) | 行使期間 | 新株予約権の数(個) | 目的である株式の数(株) | 保有者数(人) |
|-------|------------------|--------------------------|------------|--------------|---------|
| 執行役員 | 第14回 (3,362円) | 2017年7月1日 ～2025年3月31日 | 180 | 18,000 | 9 |
| | 第15回 (2,806円) | 2018年7月1日 ～2026年3月31日 | 220 | 22,000 | 10 |
| 元執行役員 | 第14回 (3,362円) | 2017年7月1日 ～2025年3月31日 | 740 | 74,000 | 15 |
| | 第15回 (2,806円) | 2018年7月1日 ～2026年3月31日 | 820 | 82,000 | 16 |

② 当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------|---------|--|
| 代表取締役会長兼CEO | 末 廣 博 | (株)ファルテック取締役 |
| 代表取締役社長兼COO | 矢 野 和 美 | (株)ファルテック取締役 |
| 代表取締役取締役会議長 | 岸 雅 伸 | (株)ファルテック取締役会長 |
| 取締役専務執行役員 | 唐 澤 武 彦 | 海外事業部門担当 |
| 取締役専務執行役員 | 伊 井 明 彦 | 営業部門担当 |
| 取締役常務執行役員 | 小 林 純 夫 | 管理部門担当 (安全・環境除く) |
| 取締役 | 本 家 正 隆 | |
| 取締役 | 加 藤 敏 久 | |
| 取締役 | 大 澤 加奈子 | 弁護士 リンテック(株)社外取締役 (監査等委員) 大塚ホールディングス(株)社外監査役 |
| 常勤監査役 | 加 藤 浩 | |
| 常勤監査役 | 助 川 豊 | |
| 常勤監査役 | 有 賀 義 和 | |
| 監査役 | 蛭 川 欽 也 | |
| 監査役 | 米 川 孝 | 安田日本興亜健康保険組合理事長 健康保険組合連合会東京連合会会長 芙蓉総合リース(株)社外監査役 |

- (注) 1. 取締役本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏は、社外取締役です。
2. 監査役助川豊氏、蛭川欽也氏及び米川孝氏は、社外監査役です。
3. 2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において、小林純夫氏及び大澤加奈子氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 2021年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、富田健一氏及び鶴田六郎氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 当社は、取締役本家正隆氏、加藤敏久氏及び大澤加奈子氏ならびに監査役助川豊氏、蛭川欽也氏及び米川孝氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の助川豊氏を除く）との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用の損害を当該保険契約により、填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役（当社子会社の株式会社ファルテックの取締役及び監査役を含む）であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを認識しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう会社業績や中長期的な企業価値との連動性を確保し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、経常報酬及び変動報酬、企業価値向上をより意識するためのインセンティブとして株式給付信託（非金銭報酬）による株式報酬で構成する。なお、業務執行を兼務しない取締役については、変動報酬は支給しない。

II. 経常報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の経常報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III. 変動報酬(金銭報酬)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

変動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブを高めるため、経営環境、前事業年度の会社業績ならびに業務執行取締役個人の業績への貢献度を勘案して算出された額を1/2等分して経常報酬に合算し、支給する。目標となる会社業績や指標は、中期経営計画を踏まえた連結経常利益や各業務執行取締役の職責に応じた適切な指標などを経営環境に応じて計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

IV. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

非金銭報酬は中長期的な企業価値向上との連動性を確保した報酬制度とするため、株式給付信託による株式報酬とし、「役員株式給付規程」により支給する。具体的には、役位に基づくポイント制とし、毎年一定の時期にテーブルに基づくポイントを付与する。また、支給時期は役員任期終了後、任期中に獲得したポイント数1ポイントを1株として換算し、退任時に支給する。なお、取締役に一定の非違行為や不適切行為があった場合には、当該対象者は当社株式等の給付を受ける権利を取得できないものとする。

V. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業群を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど会社業績や企業価値との連動性を高めた構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合について決定することとする。

VI. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定とする。取締役会は当該権限が代表取締役会長兼CEOによって適切に行使されるよう、代表取締役会長兼CEOが作成した原案を指名報酬委員会に諮問し、代表取締役会長兼CEOは当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

② 当事業年度に係る報酬等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|-----------|--------------------|
| | | 金銭報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 349 (27) | 336 (24) | － (－) | 13 (3) | 11 (4) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 67 (31) | 67 (31) | － (－) | － (－) | 5 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 417 (58) | 404 (55) | － (－) | 13 (3) | 16 (7) |

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(内社外取締役1名)を含んでいます。
2. 取締役の報酬等の総額は2011年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。第78回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、内数である社外取締役分は2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。第86回定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は3名です。
3. 取締役の金銭報酬の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した51百万円(取締役6名)が含まれております。なお、取締役に対する役員退職慰労金制度は2021年6月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。
4. 非金銭報酬等につきましては、2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において、株式報酬制度を取締役の報酬枠とは別枠とする決議をいただいております。同総会において取締役(社外取締役を含む)に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を35,000ポイント(当社普通株式35,000株相当)と決議をいただいております(うち社外取締役分として5,000ポイント)。第88回定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役(社外取締役を含む)の員数は9名です。非金銭報酬等は、当事業年度株式給付引当金49百万円と制度変更により2021年8月23日に取得した追加信託による引当金戻入額35百万円を含めております。
5. 監査役報酬等の総額は、2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長兼CEO末廣博に対し各取締役の経常報酬の額及び各取締役の業績評価を踏まえた変動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績評価を行うには同氏が適していると判断したためです。取締役会は、当該権限が同氏によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に原案を諮問し、同氏は当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって社外取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する社外取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を退任時に支給することを決議しています。また、2021年6月29日開催の第88回定時株主総会において取締役1名に対し、役員退職慰労金を支給することを決議しております。

以上の決議に基づき、取締役2名に対し104百万円（うち社外取締役1名に対し6百万円）を支給しております。なお、上記金額には、上記②及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金104百万円が充当されております。

上記のほか、2018年6月28日開催の第85回定時株主総会、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会及び2021年6月29日開催の第88回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定額の残高は、取締役6名に対し259百万円（うち社外取締役1名に対し1百万円）、監査役1名に対し5百万円（うち社外監査役に対してはありません）であります。なお、これらの金額には、上記②及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金を充当いたします。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役大澤加奈子氏は、リンテック(株)の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間には、特別の関係はありません。また、同氏は大塚ホールディングス(株)の社外監査役を兼務しております。当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ・ 監査役米川孝氏は、安田日本興亜健康保険組合の理事長を兼務しております。当社社員の一部は同保険組合に加入しておりますが、当社の業績に与える影響は軽微と判断しております。また、同氏は健康保険組合連合会東京連合会会長を兼務しております。当社と同組合の間には特別な関係はありません。また前述に加え、同氏は芙蓉総合リース(株)の社外監査役を兼務しております。当社と同社の間にはリース契約の取引関係がありますが、その取引額は当社の独立性判断基準に規定する金額を超えるものではありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役

| | 取締役会 出席状況 | 指名報酬委員会 出席状況 | 活動状況と役割 |
|-------------|------------------|-----------------|---|
| 取締役 本 家 正 隆 | 17/17回 (100%) | 4/4回 (100%) | 長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 加 藤 敏 久 | 17/17回 (100%) | 4/4回 (100%) | 長年にわたる事業会社での経験を生かした意見発言を行っております。 また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 大 澤 加奈子 | 14/14回 (100%) | 2/2回 (100%) | 弁護士としての専門的な知識・経験や他社における役員としての経験を生かした意見発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |

(注)：取締役大澤加奈子氏の出席率は、2021年6月29日就任後の取締役会開催14回、指名報酬委員会2回が対象です。

社外監査役

| | 取締役会 出席状況 | 監査役会 出席状況 | 活動状況 |
|-------------|------------------|------------------|---|
| 監査役 助 川 豊 | 17/17回 (100%) | 17/17回 (100%) | 長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。 |
| 監査役 蜷 川 欽 也 | 17/17回 (100%) | 17/17回 (100%) | 長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。 |
| 監査役 米 川 孝 | 17/17回 (100%) | 17/17回 (100%) | 長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。 |

④ 当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 (百万円) |
|---|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 49 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 111 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を凶る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。

また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、代表取締役及び各部門担当役員（海外事業、営業、生産、管理、技術など）で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、会長兼CEO直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。
- f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、グループ会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。当社及びグループ会社各社は、本規程に基づき、コンプライアンス活動の計画を立案し、社内のコンプライアンス意識の向上とモニタリングの強化を図っております。また、グループ内部通報制度の体制を整備しており、複数の通報窓口及び通報手段を用いてコンプライアンス事案の早期発見に努めます。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命しています。
- b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼CEO等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載してあります「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内部通報規程」に従い、グループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに、当社の監査役を窓口とした通報も可能としております。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑭ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役の求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑮ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑰ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図っています。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。また、全社経営会議及び全社コンプライアンス会議において、活動方針について全社に周知しております。
- ・当社、国内グループ会社及び独資の海外グループ会社共通の内部通報制度を導入しており、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてTPRグループコンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、個人情報保護等のテーマ研修を行いました。研修にあたっては、Eラーニングなどを活用して効果的な実施に努めるとともに、理解度の把握・分析を行い、施策に反映させております。そのほか、社員へのコンプライアンス啓発として、社内報にコンプライアンス関連記事を2回掲載しました。
- ・当社は、各部室の活動目標の事項に、コンプライアンスに関する目標を掲げて、業務を推進しております。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を2回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。
- ・事業継続マネジメントについては、大規模災害等の緊急事態への対応につき、事業継続計画（BCP）の目的と基本方針を定めています。また、近年のBCPの重要性の高まりを背景に、より実践的なものとすべく、拠点間を横断したBCP会議を月1回の頻度で開催し、各災害対応マニュアルの作成と見直しを含めた取り組みを進めております。
- ・品質保証、環境保全、安全衛生について全社会議を2回開催し、適切なリスク管理を行っています。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して17回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を21回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を21回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生リスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示を行いました。
- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、17回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

I. 基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このように不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。

当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

① 本プラン導入の目的

上記I. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、高値で株式を関係者に引き取らせることが目的など、予め当社が定める5つの基準に該当し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会を設置しています。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、2007年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、2007年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において内容一部変更のうえ継続承認いただいて、2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限で継続しております。

Ⅳ. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。2007年6月28日開催の第74回定時株主総会、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、大規模買付行為がなされた場合の対応につきまして、独立委員会から対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(注) 本プランは、2022年6月29日開催予定の当社第89回定時株主総会終結の時をもって有効期限が満了いたします。当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、毎期の業績、継続的成長のための投資等を勘案しながら、株主様のご期待に応えるよう、安定的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2021年12月14日に1株当たり29円の間配当を実施しており、期末配当については2022年5月25日開催の取締役会にて1株当たり29円とすることを決議致しました。この結果、当事業年度の年間の配当金は1株当たり58円となります。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、海外拠点拡充投資、合理化投資など将来のための資金に充当する予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|-----------------|----------------|
| 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 124,012 |
| 現金及び預金 | 40,792 |
| 受取手形 | 11,065 |
| 売掛金 | 34,352 |
| 商品及び製品 | 13,623 |
| 仕掛品 | 5,848 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,757 |
| その他 | 8,654 |
| 貸倒引当金 | △82 |
| 固定資産 | 131,390 |
| 有形固定資産 | 71,715 |
| 建物及び構築物 | 24,038 |
| 機械装置及び運搬具 | 27,138 |
| 土地 | 8,790 |
| リース資産 | 1,429 |
| 建設仮勘定 | 6,957 |
| その他 | 3,361 |
| 無形固定資産 | 2,337 |
| のれん | 133 |
| その他 | 2,204 |
| 投資その他の資産 | 57,337 |
| 投資有価証券 | 31,325 |
| 長期貸付金 | 158 |
| 出資金 | 12,999 |
| 退職給付に係る資産 | 9,277 |
| 繰延税金資産 | 2,174 |
| その他 | 1,557 |
| 貸倒引当金 | △154 |
| 資産合計 | 255,403 |

| 負債の部 | |
|--------------------|----------------|
| 科目 | 金額 |
| 流動負債 | 66,077 |
| 支払手形及び買掛金 | 17,561 |
| 電子記録債務 | 8,218 |
| 短期借入金 | 23,804 |
| リース債務 | 1,271 |
| 未払法人税等 | 1,901 |
| 賞与引当金 | 2,176 |
| その他 | 11,142 |
| 固定負債 | 29,573 |
| 長期借入金 | 12,292 |
| リース債務 | 1,577 |
| 繰延税金負債 | 9,194 |
| 退職給付に係る負債 | 4,685 |
| 役員退職慰労引当金 | 841 |
| 役員株式給付引当金 | 170 |
| 資産除去債務 | 177 |
| その他 | 632 |
| 負債合計 | 95,651 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 109,761 |
| 資本金 | 4,758 |
| 資本剰余金 | 4,246 |
| 利益剰余金 | 103,452 |
| 自己株式 | △2,695 |
| その他の包括利益累計額 | 19,032 |
| その他有価証券評価差額金 | 11,862 |
| 為替換算調整勘定 | 4,262 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 2,907 |
| 新株予約権 | 147 |
| 非支配株主持分 | 30,810 |
| 純資産合計 | 159,752 |
| 負債・純資産合計 | 255,403 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 163,537 |
| 売上原価 | | 126,904 |
| 売上総利益 | | 36,633 |
| 販売費及び一般管理費 | | 25,931 |
| 営業利益 | | 10,701 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 280 | |
| 受取配当金 | 804 | |
| 持分法による投資利益 | 1,636 | |
| 為替差益 | 423 | |
| 助成金収入 | 332 | |
| その他 | 844 | 4,321 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 227 | |
| その他 | 162 | 389 |
| 経常利益 | | 14,633 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2,303 | 2,303 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 191 | |
| 減損損失 | 1,404 | |
| 投資有価証券評価損 | 200 | |
| その他 | 108 | 1,904 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 15,032 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,928 | |
| 法人税等調整額 | 223 | 4,152 |
| 当期純利益 | | 10,880 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 2,792 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 8,087 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-------|-------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,758 | 4,209 | 97,089 | △2,735 | 103,322 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 77 | | 77 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,758 | 4,209 | 97,167 | △2,735 | 103,400 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,802 | | △1,802 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 8,087 | | 8,087 |
| 自己株式の取得 | | | | △281 | △281 |
| 自己株式の処分 | | △6 | | 321 | 315 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 43 | | | 43 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 36 | 6,284 | 39 | 6,361 |
| 当期末残高 | 4,758 | 4,246 | 103,452 | △2,695 | 109,761 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 13,939 | △2,508 | 1,478 | 12,909 | 147 | 26,759 | 143,139 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 77 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 13,939 | △2,508 | 1,478 | 12,909 | 147 | 26,759 | 143,216 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,802 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 8,087 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △281 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 315 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | 43 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △2,076 | 6,771 | 1,428 | 6,122 | － | 4,051 | 10,174 |
| 当期変動額合計 | △2,076 | 6,771 | 1,428 | 6,122 | － | 4,051 | 16,535 |
| 当期末残高 | 11,862 | 4,262 | 2,907 | 19,032 | 147 | 30,810 | 159,752 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|-----------------|----------------|
| 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 29,291 |
| 現金及び預金 | 5,041 |
| 受取手形 | 61 |
| 売掛金 | 9,867 |
| 電子記録債権 | 1,253 |
| 商品及び製品 | 3,161 |
| 仕掛品 | 2,470 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,423 |
| 前払費用 | 164 |
| 関係会社短期貸付金 | 665 |
| その他 | 5,182 |
| 固定資産 | 76,631 |
| 有形固定資産 | 12,699 |
| 建物 | 3,760 |
| 構築物 | 474 |
| 機械及び装置 | 5,191 |
| 車両及び運搬具 | 14 |
| 工具器具及び備品 | 476 |
| 土地 | 2,521 |
| 建設仮勘定 | 260 |
| 無形固定資産 | 428 |
| 設備利用権 | 9 |
| ソフトウェア | 373 |
| 特許権 | 45 |
| 投資その他の資産 | 63,503 |
| 投資有価証券 | 21,798 |
| 関係会社株式 | 26,973 |
| 出資金 | 216 |
| 関係会社出資金 | 9,263 |
| 従業員長期貸付金 | 12 |
| 前払年金費用 | 4,760 |
| 長期前払費用 | 23 |
| その他 | 463 |
| 貸倒引当金 | △8 |
| 資産合計 | 105,923 |

| 負債の部 | |
|---------------------|----------------|
| 科目 | 金額 |
| 流動負債 | 17,769 |
| 買掛金 | 3,055 |
| 電子記録債務 | 1,282 |
| 短期借入金 | 10,160 |
| 未払金 | 679 |
| 未払費用 | 567 |
| 未払法人税等 | 521 |
| 前受金 | 25 |
| 預り金 | 203 |
| 賞与引当金 | 835 |
| その他 | 436 |
| 固定負債 | 9,120 |
| 長期借入金 | 3,514 |
| 役員退職慰労引当金 | 778 |
| 役員株式給付引当金 | 170 |
| 資産除去債務 | 47 |
| 繰延税金負債 | 4,593 |
| その他 | 16 |
| 負債合計 | 26,890 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 68,165 |
| 資本金 | 4,758 |
| 資本剰余金 | 4,140 |
| 資本準備金 | 3,860 |
| その他資本剰余金 | 280 |
| 利益剰余金 | 61,961 |
| 利益準備金 | 418 |
| その他利益剰余金 | 61,542 |
| 固定資産圧縮積立金 | 187 |
| 特定株式取得積立金 | 130 |
| 別途積立金 | 51,648 |
| 繰越利益剰余金 | 9,577 |
| 自己株式 | △2,695 |
| 評価・換算差額等 | 10,720 |
| その他有価証券評価差額金 | 10,720 |
| 新株予約権 | 147 |
| 純資産合計 | 79,033 |
| 負債・純資産合計 | 105,923 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 45,572 |
| 売上原価 | | 36,542 |
| 売上総利益 | | 9,030 |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,033 |
| 営業利益 | | 996 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 13 | |
| 受取配当金 | 6,773 | |
| 為替差益 | 462 | |
| 経営指導料 | 217 | |
| その他 | 403 | 7,869 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 68 | |
| その他 | 43 | 112 |
| 経常利益 | | 8,754 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 20 | 20 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 40 | |
| 減損損失 | 181 | 222 |
| 税引前当期純利益 | | 8,552 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,138 | |
| 法人税等調整額 | △72 | 1,065 |
| 当期純利益 | | 7,487 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|---------------------|-------|-------|--------|---------|-------|-----------|-----------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | 利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 準備金 | その他剰余金 | 資本剰余金合計 | | 固定資産圧縮積立金 | 特定株式取得積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 4,758 | 3,860 | 286 | 4,147 | 418 | 188 | 130 | 51,648 | 3,891 | 56,278 | △2,735 | 62,448 | |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | | △1 | △1 | | △1 | |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 4,758 | 3,860 | 286 | 4,147 | 418 | 188 | 130 | 51,648 | 3,890 | 56,276 | △2,735 | 62,446 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △1 | | | 1 | - | | - | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | △281 | △281 | |
| 自己株式の処分 | | | △6 | △6 | | | | | | | 321 | 315 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △1,802 | △1,802 | | △1,802 | |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 7,487 | 7,487 | | 7,487 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | △6 | △6 | - | △1 | - | - | 5,686 | 5,685 | 39 | 5,718 | |
| 当期末残高 | 4,758 | 3,860 | 280 | 4,140 | 418 | 187 | 130 | 51,648 | 9,577 | 61,961 | △2,695 | 68,165 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|-------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | | 12,839 | | 75,435 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △1 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | | 12,839 | | 75,434 |
| 当期変動額 | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | - |
| 自己株式の取得 | | | | △281 |
| 自己株式の処分 | | | | 315 |
| 剰余金の配当 | | | | △1,802 |
| 当期純利益 | | | | 7,487 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | △2,119 | | △2,119 |
| 当期変動額合計 | | △2,119 | | 3,599 |
| 当期末残高 | | 10,720 | | 79,033 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

T P R株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 月本 洋一 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 安永 千尋 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

T P R株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 月本 洋一 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 安永 千尋 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

T P R株式会社 監査役会

常勤監査役 有賀義和 印

常勤監査役 加藤 浩 印

常勤監査役
(社外監査役) 助川 豊 印

監査役
(社外監査役) 蛭川 欽也 印

監査役
(社外監査役) 米川 孝 印

以 上

トピックス①

新事業

中国に合弁の技術センター TPR ARN(Anhui) New Energy R&D Co., LTD, (通称：TANE) 設立

2022年3月に安徽環新集団股份有限公司（以下、ARN）と中国安徽省安慶市に合弁で技術センターを設立しました。TPRとARNがそれぞれ50%ずつ出資し、両社から技術者が派遣され、中国における新エネルギー車（New Energy Vehicle：NEV）やCASEに対応する新技術・新製品を開発し、中国の生産拠点等に提供します。

中国の自動車販売は、2021年は前年比3.8%増の2,627万台と堅調に推移するなか、NEVの販売台数は350万台を超え、2035年には市場の50%がNEVで占められると予想されます。

こうした動きに対応すべく、従来からそれぞれの当社合弁製造拠点で研究開発を進めてきましたが、このたび研究開発機能を統一し、効率的かつ迅速な技術提案を行うことを目指して合弁の技術センターを設立することといたしました。

TANEの新技術・新製品を中国国内で事業化し、その他地域へも展開、推進できるよう開発を進めてまいります。



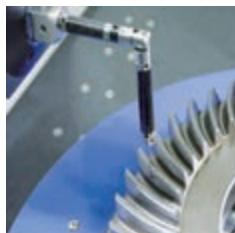
新事業

大阪精密機械株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ

2021年12月に、大阪精密機械株式会社（以下、大阪精密機械）の全株式を取得し、子会社化いたしました。

大阪精密機械は1957年に設立され、精密歯車測定機の開発・製造・販売及び修理・メンテナンスを手掛けており、国内の主要自動車メーカー、トランスミッションメーカー等に製品を提供しております。1976年に世界初のコンピューター制御による自動歯車測定機の発売開始以来、業界のリーディングカンパニーとして国内では圧倒的なシェアを誇るニッチトップ企業で、お客様から高い評価をいただいております。国内外での販売後のきめ細かなアフターサービスを基に、安定的な顧客基盤を構築しております。

また、国内で初めて認定された歯車校正機関の機能も持っており、歯車測定分野において、国内、海外ともにトップレベルの技術力を有しております。今後、この高い技術力を活かしてより高精度の測定が必要となるEVやロボット分野への拡大、その他測定分野への応用を目指し、企業価値向上に努めてまいります。



トピックス②

表彰

数々のサプライヤー表彰を受賞

当社の2021年度の品質・原価低減・納期に関する取り組みが評価され、自動車メーカー各社から国内外で数々の表彰を受賞致しました。

国内では日野自動車「品質管理優良賞」、ヤマハ発動機「品質優良賞」、本田技研工業「優良感謝賞」「原価賞」を受賞しました。

海外では广汽トヨタ自動車「原価協力賞」「品質協力賞」を始め5件の表彰を受賞しました。また、ファルテックグループにおいても、国内外で3件の受賞となりました。(2022年4月時点)

今後ともTPRグループの信頼とお客様満足度の継続的な向上に努めてまいります。

社会貢献

TCFD 提言への賛同表明

当社はTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に賛同を表明するとともに、賛同企業や金融機関が議論する場である、TCFDコンソーシアムに参画いたしました。

当社は2020年度に開始した中期経営計画において、サステナビリティ対応の強化を掲げ、当社グループでの生産工程や事業活動における温室効果ガスの削減に加え、カーボンニュートラルの活動を進め、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

今後もこれらの活動を進めるとともに、TCFDの提言に基づき気候変動が事業に与えるリスクや機会について分析と対応を行い、関連する情報の開示とその充実に努めていきます。



社会貢献

V1リーグ VC長野トライデンツの選手を採用・VC長野トライデンツとオフィシャルスポンサー契約を締結

男子バレーボールV1リーグチームの1つであるVC長野トライデンツに所属する中村 啓人（なかむら けいと）さんが2022年4月、弊社に新卒採用として入社しました。2020年に入社した伊藤選手と共に、弊社長野工場で働きながら選手活動を行っています。社内の職場業務以外にも地元中学生の当社工場見学会等で学生さんにPRを行うなど、様々な場で活躍しています。

また、2021年にVC長野トライデンツとオフィシャルスポンサー契約を締結しました。スポンサー契約の中でも、ユニフォームスポンサーとして、ユニフォームに「TPR」のロゴが入っています。

VC長野トライデンツと伊藤選手、中村選手への応援を通じて、当社は社内活性化、社員モチベーションの向上および地元チームとのパートナーシップによる地域社会への貢献を目指しております。

(後列左から3人目が中村選手、後列左から5人目が伊藤選手)



株主メモ

- **事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
- **定時株主総会** 基準日 毎年3月31日
開催日 毎年6月中
- **剰余金の配当** 期末配当基準日 3月31日
中間配当基準日 9月30日
- **単元株式数** 100株
- **公告方法** 電子公告（事故その他やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載）
<https://www.tpr.co.jp>
- **株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
- **特別口座の口座管理機関** みずほ信託銀行株式会社
- **同事務取扱場所** みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- **ホームページアドレス** <https://www.tpr.co.jp>
- **お問い合わせ先**

| | 証券会社等に口座をお持ちの場合 | 証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合） |
|---|--|--|
| 郵送物送付先 | | 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部 |
| 電話お問い合わせ先 | | フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00) |
| 各種手続お取扱店 (住所変更、株主 配当金受取り 方法の変更等) | お取引の証券会社等 | みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 |
| 未払配当金のお支払 | みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 | |
| ご注意 | 支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。 | 特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。 |

役員一覧

2022年6月29日開催の本定時株主総会において、第2号・3号議案が承認されたのちの経営体制(予定)

<取締役・監査役>

<執行役員>

| | |
|---------------|----------------|
| 代表取締役 末 廣 博 | 会長兼CEO 末 廣 博 |
| 代表取締役 矢野 和美 | 社長兼COO 矢野 和美 |
| 代表取締役 岸 雅 伸 | 専務執行役員 唐 澤 武 彦 |
| 取締役 唐 澤 武 彦 | 専務執行役員 伊 井 明 彦 |
| 取締役 伊 井 明 彦 | 常務執行役員 羽多野 裕 一 |
| 取締役 本 家 正 隆 | 常務執行役員 宮 坂 佳 介 |
| 取締役 加 藤 敏 久 | 常務執行役員 吉 江 博 彦 |
| 取締役 大 澤 加 奈 子 | 執行役員 北 原 正 裕 |
| 常勤監査役 加 藤 浩 浩 | 執行役員 茅 野 務 |
| 常勤監査役 助 川 豊 | 執行役員 守 屋 弘 明 |
| 常勤監査役 有 賀 義 和 | 執行役員 花 岡 恒 久 |
| 監査役 米 川 孝 | 執行役員 塚 本 英 貴 |
| 監査役 田 中 信 哉 | 執行役員 鮎 澤 紀 昭 |
| | 執行役員 塚 原 稔 |
| | 執行役員 池 畑 慎 二 |
| | 執行役員 羽 石 和 弘 |
| | 執行役員 伊 藤 敏 弘 |
| | 執行役員 柴 健 一 |
| | 執行役員 八 巻 恵 太 |
| | 執行役員 横 内 誠 |

お知らせ

単元未満株式の買取制度について

単元未満株式（100株に満たない当社株式）を当社が買い取る【買取制度】がございます。詳しくは、みずほ信託銀行（0120-288-324）にお問い合わせください。

■ 買取制度の例（150株ご所有の場合）



配当金の確定申告について

確定申告の際には、同封の配当金計算書をご利用いただけます。株式数比例配分方式を選択された株主様については、お取引の証券会社にご確認ください。

メ 毛

メ 毛

定時株主総会会場ご案内図

会場

新丸の内センタービル10階 当社 本社会議室

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 TEL (03) 5293-2811

交通

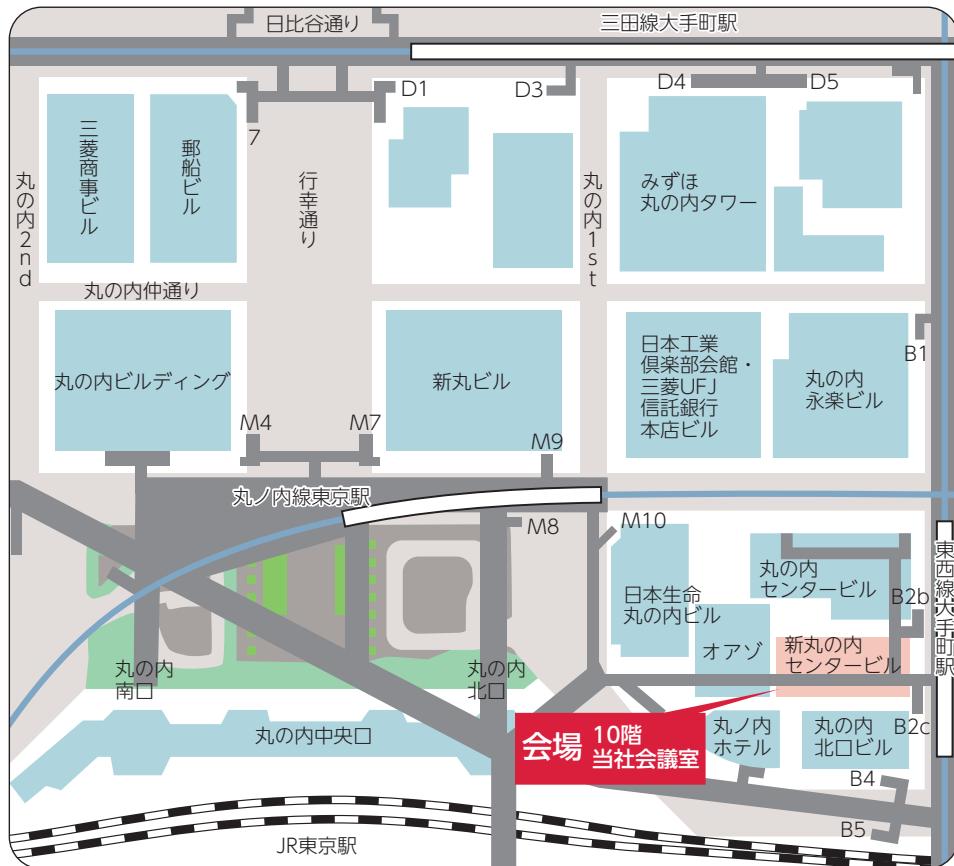
J R | **A** 東京駅 | 丸の内北口より徒歩3分

地下鉄 | **B** 大手町駅 | オアゾ直結口(B2b)より徒歩1分

出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。